

随意契約の事前公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約について、嬉野市財務規則第100条の2の規定に基づき契約内容等を公表します。

1. 物品または役務の名称	令和3年度嬉野市地域活動支援センター事業
2. 発注担当課	福祉課
3. 契約内容・契約期間	<p>在宅障害者（身体・知的・精神）及び障害児に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行う。また、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行う。</p> <p>令和3年4月1日から令和4年3月31日</p>
4. 業務場所	嬉野市内
5. 契約予定日	令和3年4月1日
6. 契約相手方の決定方法及び選定基準	<ul style="list-style-type: none">地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による市内に所在する障がい者支援施設等であること。事業内容で記述した障害者等に係る各種活動の場の確保と専門性があること。微収した見積書が予定価格以下であること。